

令和 8 年度

公益財団法人 全国高等学校体育連盟剣道専門部 申し合わせ事項

下記の事項は、公式試合における全国高体連剣道専門部としての統一的な事項である。
特に全国大会（全国高校総体・全国選抜大会）においては、これを厳守することとする。

1 大会参加資格について

- (1) (公財) 全国高等学校体育連盟の定める「全国高校総体開催基準要項の大会参加資格」による。
- (2) (公財) 全国高体連剣道専門部の定める「外国人留学生の出場枠」(下記)による。
 - (イ) 学校教育法第 1 条に規定する高等学校に卒業を目的として入学している生徒であること。
 - (ロ) 在籍校が、各都道府県高体連剣道専門部に加盟していること。
 - (ハ) 年齢は平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた者とする。ただし出場は同一競技 3 回までとし、同一学年での出場は 1 回に限る。
- (ニ) 短期留学は除く。
- (ホ) 上記 (イ) から (ニ) の条件を総て満たしている者に限り、以下の出場枠で参加を認める。
 - 団体戦・・・補欠を含めた 7 名中の 2 名以内の出場枠とする。
 - 個人戦・・・参加制限をしない。

2 選手心得

- (1) 選手は気品のある態度で全力をあげて試合をする。
- (2) 選手の服装・竹刀・剣道具は、その安全性と公平性が保たれていること。規格外のものを使用したり、華美な装飾や細工等を施したりしないようにする。
- (3) 選手の服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。なお、刺繍等により華美にならないこと。
- (4) 試合者の目印に校名などを大きく目立つように入れてはいけない。目印を着ける時は折り返した二枚の長さが揃うように着ける。また、頭髮が長い場合には、頭髮を束ねる・結ぶなどして上げてまとめて目印が常時確認できるようにし、判定に支障が出ないようにする。
- (5) チーム内に同姓がいる場合は、名札に名前の一字を入れるなどして、判別できるようにすること。
- (6) 校名の略称表示については、原則として「名札」、「電光掲示」、「プログラムの略称表示」を一致させること。

3 引率責任者、監督の資格について

- (1) 引率責任者は、校長の認める当該校の教職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示された者）も可とする。
- (2) 監督は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者（部活動指導員含む）の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

付記：但し、各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。

4 監督心得

- (1) 監督の服装は、以下の通りとする。
 - (イ) 全国高校総体では、白シャツ、ズボン（白・灰色）または剣道着、袴（色は紺、黒、白のいずれか）とする。

- (ロ) 全国選抜大会では、スーツ（ジャケット）、ネクタイ、または剣道着、袴（色は紺、黒、白のいずれか）とする。
- (2) 試合場に入ることができるのは、監督・選手・補欠のみとし、他の者の入場は厳禁する。

5 規則の運用及び大会運営について

- (1) 試合はすべて一刀（一本の竹刀）にて行うものとする。二刀にての試合は認めない。
- (2) 全国大会（総体・選抜）での竹刀検量は、（公財）全国高体連剣道専門部の定める「竹刀検量基準」に則って行う。また、申請する竹刀の本数は、選手1人当たり3本以内とする。
- (3) 不正用具を使用した時の罰則は試合規則17条・19条の通りであるが、個人戦と団体戦を含めて行う大会においては、両方に適用する。
 - (イ) 団体戦・個人戦における不正用具使用者は、以後の試合に出場できない。団体トーナメント戦における補欠の出場は別に定めのない限り認める。
 - (ロ) リーグ戦にあつては、不正用具使用者の当該試合を負けとし（相手に2本与える）、以後、補欠の出場も認めない。（その際、過去の試合まではさかのぼらないものとする。）
- (4) 試合時間は、全国総体（団体戦・個人戦）、全国選抜大会ともに4分とする。また、団体戦の代表者戦においても4分とする。
 - (イ) 全国大会（総体・選抜）の団体戦において、試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。
 - (ロ) 全国大会（総体・選抜）の団体戦における代表者戦において、試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行い、先に1本取ったものを勝ちとする。延長戦の試合時間は3分とする。延長戦が継続する場合は、延長戦3回ごとに「休憩」しながら行う。
 - (ハ) 全国総体の個人戦において、試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行い、先に1本取ったものを勝ちとする。延長戦の試合時間は3分とする。延長戦が継続する場合は、延長戦3回ごとに「休憩」しながら行う。

付記：(1) 勝敗の決するまで延長戦を継続する場合、延長戦3回ごとに「休憩」しながら行う。

- ・「休憩」…選手を選手席に戻し、面・小手を外させて給水などさせる。時間は選手が面・小手を外してから3分とし、その後、面・小手を着けさせて試合を再開する。審判員も一度審判員席に戻り、待機する。

- (2) 各都道府県の大会における「試合時間」と「延長戦の試合時間」については、原則として全国大会を基準とする。ただし、運営する大会により別に定めることはできるものとする。

- (5) 全国大会団体戦において、4人及び3人チームの出場を認める。運用については、以下のとおりとする。
 - (イ) 4人チームは「次鋒・中堅・副将・大将」、3人チームは「中堅・副将・大将」に選手を登録する。
 - (ロ) 大会当日や大会中にやむを得ない理由で選手が5人及び4人揃わない場合は、試合前に本部（事務局・実行委員会等）へ申し出て、4人及び3人チームのオーダーに変更する。
 - (ハ) 5人及び4人のチームが4人及び3人のチームと対戦する場合は、登録選手の中で不戦勝ちの選手を試合前に決定できる。ただし、総体においては、人数の多い方のチームは、オーダー順を変更してはならない。
- (ニ) 不戦勝ちの選手は不戦勝ちの宣告を受ける。
- (6) 全国大会団体戦の選手変更は以下の方法、条件内で認める。
 - (イ) 監督会議前までに所定の届けを大会事務局へ提出する。
 - (ロ) 変更する選手の人数は原則2名以内とする。
 - (ハ) 全国総体で、選手変更する場合、先鋒から大将までのオーダーは変えられない。
 - (ニ) 全国総体では、参加申込時の選手5名補欠2名に対し、新たな選手を入れる場合は補欠を飛び越して選手と直接変更することはできない。

- (7) 団体戦において、補欠と交代した選手の再出場は認めない。(大会が2日以上の場合は全期間にわたって適用する。)但し、全国選抜大会においてはこの限りではない。
- (8) 予選リーグにおける引き分けの際は、その都度勝負を決定せずにそのリーグ終了直後、下記の順で勝敗を決め、また代表者戦を行う。
- (イ) チームの勝ち点による。(勝ち1点、分0.5点)
- (ロ) 勝者数による
- (ハ) 総本数による
- (ニ) 上記(イ)から(ハ)までで3チームの順位が決定しない場合は、代表者戦によるリーグ順位決定戦を以下の要領で行い当該リーグの1位を決定する。
- ① 代表者戦の対戦順は予選リーグ戦時の対戦順とする。ただし、1位チームが決定した後の試合は行わないものとする。
- ② 代表選手は選手の安全面等に配慮し、代表者戦ごと変更することを可とする。
- ③ 礼法については、代表者戦1巡目のみ当該の試合に出場した5人を整列させて行い、2巡目に入った場合は代表選手のための礼とする。
- ④ 審判は予選リーグ戦時における当該の審判員が行う。
- (9) 代表者戦の選手は、当該の試合に出場した先鋒から大将までの5人の選手から選出する。但し、予選リーグにおいては補欠と交代した選手の再出場は認めない。代表者戦は一本勝負とする。
- (10) 鏢競り合い(意図的な時間空費・防御姿勢による接近する行為・解消方法等も含む)については、全日本剣道連盟「剣道試合・審判・運営要領の手引き」9～11ページ、31ページを遵守する。
- (イ) 手元が上った拳競り合いにならないようにし、手元を下げて相互に鏢元と鏢元を合わせて竹刀を交差させる。(このことを試合者同士が相互に努力して行うことを前提とする。)
- (ロ) 鏢元で竹刀の表鍔を交差させる。(竹刀は右傾前方に傾ける。)
- (ハ) 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鍔側での交差に直さなければならない。(先に裏交差した者や右拳を体の中心より左側において鏢競り合いをする者は反則の対象となる。)
- (ニ) 鏢競り合いは、相互に鏢元で圧力をかけ合っている状態とする。(相手の力を故意に吸収して体を密着させる行為は反則の対象となる。)
- (11) 合議をかけた後に反則とする場合、主審はその場に残り、当該選手に対して具体的に「公正を害する行為」・「時間空費」・「不当な鏢競り合い」等の内容を身振りや手振りを交えて説明する。その後、主審は定位置に戻り、反則を宣告する。
- (12) 審判員は、全国大会で自分の所属する都道府県の学校及び選手が対戦する試合の審判は行わない。また、出身高校や親族等の関係する試合の審判は行わない。
- (13) 全国大会においてオーダーミスがあった場合の措置については、以下のとおりとする。
- (イ) 試合開始宣告前に発覚した場合は、正規のオーダーに改めさせ、特に罰則は与えない。
(試合開始宣告とは、その選手が行う試合の「始め」の宣告とする。)
- (ロ) 試合中あるいは試合後に発覚した場合は次のように措置する。
(その試合場の審判主任へ異議を申し出る。)
- [例えば、先鋒と次鋒のオーダーミス]
- *先鋒、次鋒とも相手に2本を与えて負けとする。
- *先鋒、次鋒とも既得本数は認めない。
- *先鋒、次鋒とも当該試合には出られない。
- (試合後の発覚とは、チームの大将戦が終了し、団体の礼が終わるまでに発覚した場合をいう。試合の勝敗は、団体の礼をもって「成立」とし、それ以後の異議申し立てはできない。)
- (ハ) 上記(ロ)は、
- ① トーナメント戦においては、当該試合のみ適用する。
- ② 総体予選リーグにおいては、当該試合及び以後のリーグ戦の試合にも適用する。

(二) オーダーミスをした選手（チーム）の以後の試合は、次のように措置する。

① トーナメント戦においては、正規のオーダーに改めさせ出場を認める。

選抜大会（フリーオーダー制）においても出場を認める。

② 総体予選リーグにおいては、出場を認めない。また、補欠の補充も認めない。

(14) 応援は拍手のみとする。指示や声援は厳禁とする。

(15) 会場に各種旗（校旗、部旗、それに類するもの）の掲揚はしない。

6 事故の処理

選手が負傷した場合は、医師及び監督の意見を聞いた上、審判主任と審判員の4名が審判長の了解を得て試合継続の可否について決定する。試合の継続が決定した後、原則として5分以内に試合を再開する。

7 試合放棄に対する措置について

全国大会において試合放棄が行われた場合、原則として以下の措置をとる。

試合放棄とは事故や負傷などによる棄権ではなく、運営や判定に対する不満により、試合を一方的に放棄した場合をいう。

(1) 試合放棄の事実確認及び事情聴取

審判長または審判主任は、監督及び選手に対して試合放棄の事実を直接確認し、その事情聴取にあたる。

(2) 競技上の取り扱い

剣道試合・審判規則第31条（棄権）、細則28条に則り以下の通り処理する。

(イ) 試合を放棄した者は負けとし、その後試合に出場することができない。

(ロ) 個人戦においては、相手に2本を与えて負けとする。既得本数は認めない。

(ハ) 団体戦においては、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数は認めない。

（リーグ戦においてはそのリーグすべての試合を、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数、既得権は認めない。）

付記：団体戦においては、チームとして試合放棄した場合とチーム内の1選手が試合放棄した場合があり得るが、ともに上記（ハ）のとおり処置する。

(3) 試合放棄した個人または団体（監督も含め）に対する事後の指導措置

（公財）全国高体連剣道専門部長は、副部長・委員長と協議し当該者に対し指導を講ずる。その結果を全国専門委員会に報告する。

付記：各都道府県の大会における試合放棄は、各都道府県高体連及び剣道専門部に一任する。その結果を（公財）全国高体連剣道専門部長に報告する。

（令和8年5月3日 一部改定）